

平成 24 年度第 1 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

- 1 日時 平成24年10月29日（月）午後 7 時20分～午後 8 時22分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
松本会長、大野副会長、江本委員、小池委員、榊委員、真如委員、橋本委員、本多委員、宮田委員
 - (2) 説明員
市民部生活コミュニティ課：河野課長 内野囑託員
 - (3) 事務局
企画部：早川部長、企画政策室法務担当：灘家主幹 乙幡主査 桑田主事 長谷川主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - (1) 諮問第46号 「本人の同意がない個人情報の収集について」
 - (2) 平成23年度中に住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (3) 平成23年度中に総合行政ネットワークによる個人情報の外部提供により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (4) 平成23年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）

6 議事要旨

会 長 諮問第46号「本人の同意がない個人情報の収集について」について審議する。まず、諮問について説明を求める。

説明員 この諮問については、市内の駅周辺等の公共の場所への防犯カメラ設置による個人情報の収集について、意見を聴くものである。

本市では、平成16年に安全・安心まちづくり条例を制定し、「市民の生命、身体及び財産を守り、すべての市民が安全で、安心して生活することができるまち」の実現を目指している。犯罪の抑止、予防、再発防止、また犯罪や事故発生時の事件解明を目的として、市内の駅周辺等の公共の場所への防犯カメラ設置を計画している。

防犯カメラの設置により、不特定多数の通行人が撮影されることとなり、その映像は、事件解明等の目的で捜査機関の要請に応じて提供することなどが想定されるため、一定期間保存することを予定している。このことが個人情報の収集に該当すると考える。

個人情報保護条例第7条第3項の規定により、個人情報は本人から収集しなければならないが、防犯カメラによる撮影及び映像の保存は本人の同意を得て行うことが困難なため、本人から情報を収集したことにはならないと考える。このため、同項第8号の規定に基づき、審議会に意見を聴くものである。

次に、別紙の運用に関する要綱の概略を説明する。

第1条は「目的」である。これは、公共の場所に設置する防犯カメラについて、その撮影、映像データの管理に関する基本的な事項を定め、適正な運用を図ることを目的と規定している。

第2条は「定義」である。これは、防犯カメラ、公共の場所、市民等の用語についてそれぞれの定義を規定している。

第3条は「管理責任者の設置」である。防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者を、防犯を担当する部の部長相当職に充てることを規定している。

第4条は「管理責任者等の責務」である。これは、防犯カメラの適正な運用を図るために、管理者及び業務委託者等にも、この要綱に基づく責務を遵守させなければならないこと、知り得た情報をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に利用してはならないこと、また、これはその職を退いた後も同様とするという責務について規定している。

第5条は「防犯カメラの設置に係る措置」である。これは、防犯カメラ設置の条件について定めている。防犯カメラによる撮影範囲は、対象区域を明確にすること、必要最小限の範囲とすること、防犯カメラの撮影対象区域の見やすいところにカメラを設置している旨並びに管理責任者及びその連絡先を表示すること、また、映像データの編集、加工をしないことを規定している。

第6条は「映像データの保管方法等」である。映像データの保存期間は、原則として7日間と定めている。保存期間を経過した映像データは、消去又は記録媒体の破砕等により、復元することができないように適切に処分するように定めている。また、映像データを記録した記録媒体を保管するときは、施錠のできる保管庫に保管するなど、不正使用、盗難、散逸等を防止するための措置を講じること及び映像データの保管、廃棄等の管理状況を記録することについて規定している。

第7条は「映像データの提供等の制限」である。これは、映像データの公開又は他の人に提供する場合の条件を法令に定めのある場合、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合又は市民等の生命、身体若しくは財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合と規定している。

第8条は「苦情の処理」である。これは、市民の方から防犯カメラの運用、映像データの取扱いに関する苦情の申出を受けたときは、適切に対応しなければならないと規定している。

第9条は「その他」である。これは、この要綱に定めのない事項については別に定めると規定している。

事務局 本日欠席した委員から意見が提出されているので、お取り計らい願いたい

会長 提出された意見は、次のとおりである。

意見概要

- 1 諮問の防犯カメラの設置については、昨今の社会情勢を勘案すると、致し方ないと思う。

2 要綱案について、次の箇所が疑問に思う。

- (1) 利用目的に関し、防犯と犯罪の意味が不明確である。例えば軽微な犯罪である軽犯罪の取締りにも利用されるのか。(第2条関係)
- (2) 捜査機関への提供の際は、映像はどのように提供されるのか。(第7条関係)
- (3) 「市民等から防犯カメラの運用又は映像データの取扱いに関する苦情の申出を受けたとき」とあるが、市民等は自分の映像が捜査機関に提供されたことを知ることができず、この条項が適用されるイメージが浮かばない。(第8条関係)

会 長 この意見について説明を求める。

説明員 まず、1点目の利用目的であるが、大きな犯罪から小さな犯罪まで含めて、カメラを設置することによる犯罪の抑止を目的としている。また、取締りにも利用されるのかということだが、ある程度要綱案にもお示したように、捜査機関から犯罪捜査の目的で照会を受けた場合に情報の提供をすると考えている。ただ、カメラを設置することによって、軽微な犯罪の抑止効果もあると考えている。

2点目の捜査機関への提供であるが、こちらは、捜査の目的を明らかにさせ、撮影日時を特定させたいうえで、正式な文書による照会を受けた内容について、その特定の部分の映像データをそのまま捜査機関に提出をする形になる。

3点目の苦情の処理への対応であるが、捜査機関への情報提供に対する苦情等が出たときはもちろん対応をするが、そのほかに、防犯カメラを設置したことに対する苦情等があった場合に、丁寧な説明をするなどの対応を考えている。

会 長 ただいまの説明を含め、本件について意見、質問等を求める。

委 員 保存期間の7日間は、短いのではないか。映像データを最も利用されるとされる警察と保存期間について調整は行ったのか。

説明員 すでに防犯カメラを設置している区市町村を参考に7日間としている。原則として7日間が経過したデータから次々に上書きをしていき、事件等が発生した場合には延長をするということを考えているが、保存期間については警察と調整をする。

委 員 示された要綱案の第9条に「別に定める」とあるが、これは誰が定めるのか。管理責任者であるとか具体的に表記するべきではないか。

説明員 要綱については、市長の決裁を受けて定めるので、その他の事項についても、市長が定めることになる。

委 員 本人の同意がない情報の収集について、周知はどのように行うのか。

説明員 広報での周知並びに防犯カメラの設置場所にカメラで撮影している旨、管理責任者及び連絡先を表示することを考えている。

委 員 要綱案第6条第3項に「不正使用、盗難、散逸等を防止するために必要な措置」とあるが、現在の他の個人情報の取扱いはどうなっているのか。

事務局 昭島市では全庁的な定めとして、セキュリティポリシーというものを定め、これに基づき適切に管理を行っている。

委 員 撮影したデータの具体的な取扱いはどのようになるのか。

説明員 撮影したデータはカメラ本体の中の記録媒体に記録し、通常はその記録媒体を取り出すことな

く、一定の期間で上書きをし、自動的に古いものを消去していく。カメラ本体の中の記録媒体を交換する必要が生じた場合は、取り外した記録媒体は破砕処理を行う。

また、犯罪の捜査のためにデータが必要なときには、他の記録媒体にデータを移し、警察に提供する。その際には、複数の職員で対応すること、データを長時間事務所に置かないことなど、情報漏えいの防止についてルールを定める。

委員 現在市内の公共施設等に設置されているカメラの取扱いはどうなっているのか。また、別々に決まりを定めるのではなく、一本化した方が分かりやすいのではないかな。

説明員 現在公共施設等に設置しているカメラについては、平成17年に「昭島市が設置する警備カメラの運用に関する要綱」という別の要綱を定めている。これについては、施設の安全な運用を目的として施設を出入りする方のみを撮影対象にしているもので、今回の防犯カメラについては公共空間について、不特定多数の通行人を撮影するという点で区別をしている。

委員 庁舎に設置しているカメラについては、過去にこの審議会です承の答申をしている。今回設置するカメラについても、撮影をするのが内部であるか外部であるかの違いだけに思えるがどうか。

事務局 庁舎に設置しているカメラについては、何かあれば情報の提供を行うが、主な目的は、警備員室のモニターでの監視にある。今回設置するカメラについては、監視を行うわけではなく、単に撮影だけを行い、何かあった場合に警察にデータを提供することを目的としており、目的が違うため一本化は難しいのではないかと考え、区別をしている。

委員 要綱案第7条第3号に「市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合」とあるが、どのようなことを想定しているのか。

説明員 事故、災害、行方不明の場合等を想定している。その際の提供先は、警察に限らず、消防など様々な機関が考えられる。

委員 カメラは、夜間の撮影についても問題なく行えるのか。

説明員 今回設置するカメラについては、駅前中心の治安を守るためのものであることから、24時間常に映るものを設置する予定である。

委員 撮影されていた方又は撮影されていると思われる方から情報開示を求められた場合は、どのように対応するのか。

説明員 具体的な対応について、今後検討する必要があるが、情報公開条例に基づいて対応することになる。

委員 今回設置する公共の場所とは、どこを想定しているのか。

説明員 まずは、主要な駅周辺を想定しているが、今後地域住民の要望があれば、地域住民の理解を得ながら駅周辺以外の場所にも設置することを考えている。

委員 設置場所が駅周辺となると市民以外の通行が考えられる。市の広報だけでなくホームページに掲載する等、広く市民以外の方へも周知する必要があるのではないかな。

説明員 周知の方法については、検討する。

会長 根本的な質問として、今回収集する個人情報とは何を指すのか。

事務局 昭島市の個人情報保護条例において個人情報の定義をしており、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」が個人情報だと規定している。今回撮影される方の顔について

は、個人を識別できる、又はでき得るものとして個人情報と考えている。また、顔以外の手などの一部分が撮影されていた場合についても、それが個人を識別できる情報だと判断する基準を明確にできないことから、人について撮影されているものについては個人情報だと考えている。

委員 私の理解でも、性とか年齢だとか、それだけでは個人情報ではないが、氏名とセットでそれを保有しているということになれば、その個人の性や年齢が特定できるということで、個人情報だと考える。今回の場合も、その顔等が映って、それを見ただけで個人を認識できるのであれば、それをもとにその顔が個人の情報だと考える。

委員 今回の要綱案が何に基づいてつくられているのか分からないので個人情報保護条例であるとかそういった根拠を規定した方がよいのではないかと。

事務局 条例との関連について、検討する。

会長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいかと。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、原案のとおり了承とする。

会長 次に、報告案件について、事務局に報告を求める。

(議題(2)から(4)までについて事務局より報告があった。)

会長 ただいまの報告について、質問等はあるかと。

委員 個人情報保護制度の運用状況のところ、番号の6番が不開示ということで、交付請求書を請求したが存在しなかったというような説明であったが、5番と7番も同じような表題で開示されているが、この関係はどうなっているのか。

事務局 5番、6番、7番については、それぞれで同様に交付請求書の開示請求をされた案件で、5番、7番の方については、過去に交付請求があったことから、交付請求書について開示をしたが、6番の方については過去に交付請求がなかったことから、市で文書を保有していないため不開示とした。

会長 次に、その他の案件について、事務局に報告を求める。

(事務局から今回の会議から、会議の要旨について、会議録として昭島市のホームページで公開する旨の報告があった。)

会長 事務局の説明のとおり、審議会の会議録をホームページで公開することになるのでよろしくお願ひしたい。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。